#### 平成27年度(2015年度)学士(社会科学)論文

# イギリスの欧州連合脱退による経済的影響

平成28年(2016年)2月5日

# 山梨大学生命環境学部地域社会システム学科 学籍番号 L12SS031

堀田 由佳

# - 要旨 -

本研究は、イギリスが欧州連合(European Union; EU)を脱退した場合の経済効果を、外国直接投資(Foreign Direct Investment; FDI)の観点から分析することを目的とする。その意義は、様々な専門家によってその経済的影響は分析されてきたが、その多くが貿易に観点を限定しており、イギリスの主要産業であるサービス産業や対イギリス投資の動きという視点から分析を行った研究は少なかったことにある。さらに本研究は、対象とする産業を金融サービス業とハイテク産業に絞り込み、分析を行った。結果として、EU28ヶ国からの投資が占める割合が極めて大きく、ハイテク産業へのFDIはEUが主な投資元であることが分かった。一方で、金融サービス業へのFDIはアメリカが主な投資国であることが分かった。また、多様性の他に、EU市場へのアクセシビリティ(Accessibility)を、イギリスに投資する理由として重要視している企業が年々増加傾向にあることがわかった。

## 謝辞

本論文を作成するにあたり、指導教員の渡邉幹彦教授から、丁寧かつ熱心なご指導を賜った。 ここに感謝の意を表す。また、多くのご指摘を下さったゼミの同期の皆様に感謝する。ただし、 本論文に誤りがあれば、それはすべて筆者の責任である。

# 目次

謝辞	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		1
1. は	じめに	-	4
1.1.	目的	J	4
1.1.	背景	<u>.</u>	4
1.2.	意義	. H. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	4
1.3.	先行	r研究	5
1.4.	優位	7点と限界	5
1.5.	論文	ての構成	5
2. イギ	ギリス	、経済と EU	7
2.1.	イキ	·リス経済の特徴	7
2.2.	EU	との関連	10
2.2	.1.	人的資源	10
2.2	.2.	貿易・サービス産業	10
2.2	.3.	資本の移動	11
2.2	.4.	欧州会社法	11
2.2	.5.	分担金	12
2.2	.6.	税制	14
2.2	.7.	まとめ	14
3. 分标	折と F	DI	16
3.1.	分析	Fする項目	16
3.2.	イキ	デリスへの FDI	17
3.2	.1.	金融サービス業	
3.2	.2.	ハイテク産業	21
		デリスにおける FDI の投資要因	
4. 結語	論		24
参考文	猷		26

# 図表

表 2.1	「イギリスの名目 GDP と GDP 成長率の推移(2006 年から 2014 年)	J7
表 2.2	「イギリスの国際収支(2011 年から 2014 年)」	7
表 2.3	「2014年における財貿易総額」	8
表 2.4	「世界 FDI 投資先ランキング(2013 年から 2014 年)」	9
表 2.5	「2014 年における産業別 FDI 流入額(フロー)」	9
表 2.6	「2014 年における国別 EU 予算負担額」	12
表 2.7	「2013 年の EU 予算配分」	13
表 3.1	「EU から脱退した場合の条件(項目別)」	16
表 3.2	「地域別 FDI 投資状況」(ストック)	17
表 3.3	「EU からの FDI 内訳(ストック)」	18
表 3.4	「EU からの FDI 内訳(フロー)」	19
表 3.5	「金融サービス業への FDI 流入額(フロー)」	20
表 3.6	「金融サービス業への FDI 流入額(ストック)」	21
表 3.7	「専門的、科学的及び技術的活動への FDI 流入額(フロー)」	22
表 3.8	「専門的、科学的及び技術的活動への FDI 流入額(ストック)」	22

#### 1. はじめに

#### 1.1. 目的

本研究の目的は、イギリスが欧州連合(European Union; EU)を脱退した場合の経済効果を、外国直接投資(Foreign Direct Investment; FDI)の観点から分析することである。尚、イギリスの EU 脱退は Brexit と呼ばれている。

#### 1.1. 背景

本稿が Brexit を扱うのは、主に以下の 2 つの背景による。第 1 の背景として、イギリス国内において、EU 脱退の機運が高まっていることが挙げられる。ヨーロッパにおける債務危機や移民問題、EU 予算への大幅な負担金などから、近年 EU に不信感を抱く国民が増加していると言われており、国内世論は EU 脱退に傾きつつある状況である。これを受け、政権与党の保守党党首であるキャメロン首相は、EU に対しイギリスの権限の回復を求める交渉に動き出した。キャメロン首相は、2015 年 11 月 10 日に EU のトゥスク大統領へ EU 改革に関する書簡を送り、同日行われた演説で次のように語っている。

I will campaign to keep Britain inside a reformed European Union...But if we can't reach such an agreement...we will have to think again about whether this European Union is right for us...And ultimately it will be the judgment of the British people in the referendum that I promised and that I will deliver...We don't have to hold our referendum until the end of 2017, but I'm keen to secure these changes to get on with it, and be working very hard to do that. (GOV.UK, 2015)

このように、EU との交渉が破綻した場合には、EU 脱退も辞さない構えを示し、2017 年末までに EU 脱退の是非を問う国民投票を行うと明言している。これに対し、EU 各国の反応を見ると、イギリスが EU に留まることを希望するものの、権限回復交渉に関しては難色を示している国々も少なくなく、イギリスの EU 脱退がより一層現実味を帯びてきていると言える。第2の背景として、これと対照的に、イギリスの EU 脱退による経済的影響を懸念する声が同時に高まっていることが挙げられる。EU の一員でなくなるということは、単一市場へのアクセスや関税撤廃という経済的メリットを喪失するということである。数ある先行研究の多くは、イギリスと EU との間で貿易が大幅に減少し、イギリス経済に大きな悪影響を与えると主張している。また、資本の移動の自由を失うことで海外からの投資が減少し、イギリスの主要産業である金融サービスやハイテク産業がダメージを負うのではないかという指摘の声が挙

#### 1.2. 意義

がっている。

EU脱退がイギリスの貿易に与える影響については、多くの先行研究が行われてきている。

その一方で、EU 脱退がイギリスへの FDI にどのような影響を与え、それがイギリス経済にどう作用するのかという研究はあまり行われてこなかったのが現状である。このような中で、イギリス主要産業である金融サービス業とハイテク産業の FDI の動きに着目し、経済効果を分析することは、有意義であると言える。

#### 1.3. 先行研究

イギリスの EU 脱退による貿易分野での影響については、Ottaviano *et al.* (2014a, b)によって研究が行われている。Ottaviano *et al.*は、定量的貿易モデルを用いて、イギリスの EU 脱退がイギリスの貿易や GDP にどの程度影響を与えるかという分析をしている。

この研究では、関税、非関税障壁、将来的な非完全障壁の減少という3つの観点から、2つのシナリオを想定している。一方は「悲観的」シナリオであり、EUとの貿易における関税・非関税障壁は増大し、EUに加盟していることによる非関税障壁の削減などといった将来的なメリットを受けられないと仮定している。関税はWTOの最恵国待遇に基づいた税率が当てはめられ、EUが現在アメリカからの輸入財・サービスに課している非関税障壁の3分の2と同程度の負担を課せられるとする。またこのシナリオでは、EU域内貿易コストがEU加盟国以外の経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development; OECD)諸国を40%上回るペースで減少するとしている。もう一方は「楽観的」シナリオであり、EU脱退後もイギリスは脱退前と同程度のEU市場へのアクセスを享受できる状況を想定している。このシナリオにおいては、EUとの貿易に掛かる関税は0のままであり、イギリスに課せられる非関税障壁は、EUが現在アメリカからの輸入財・サービスに課している非関税障壁のうち4分の1と同程度である。EU域内貿易コストは、OECD諸国を20%上回るペースで減少すると仮定している。

以上のように 2 つのシナリオを定義し、シミュレーションを行ったところ、「悲観的」シナリオでは GDP の 3.09%に相当する経済厚生の損失が生じるという結果が得られた。また、EU 市場へのアクセシビリティを維持している「楽観的」シナリオであっても、イギリスの経済厚生の損失は GDP の 1.13%相当に達するという結果が出ている。これは、イギリスの比較優位を持つサービス産業に対する非関税障壁の増大が主な要因であると分析されている。

#### 1.4. 優位点と限界

本研究の優位点は、主にモノの貿易に対する影響を分析した先行研究とは異なり、イギリスの主要産業に対する FDI に着目している点である。一方で限界は、EU 脱退後の投資に対する影響やその経済的効果について数値的に表せなかった点である。

#### 1.5. 論文の構成

第2章では、国際収支やFDIの統計などの情報を用いて、イギリス経済について説明する。 また、イギリスがEUを脱退した際の状況について整理する。第3章では、イギリス主要産業 である金融サービス業とハイテク産業のFDIの動きに着目し、イギリス経済への影響につい て分析する。第4章では、分析結果からの発見を整理する。

#### 2. イギリス経済とEU

本章では、次章以降における分析の前段として、イギリス経済の特徴と EU との関連について整理する。

#### 2.1. イギリス経済の特徴

表 2.1 は、2006 年以降の名目 GDP と GDP 成長率をまとめたものである。2008 年のリーマン・ショックに端を発した欧州金融危機の影響で、2009 年にはマイナス成長に転じたものの、翌年以降はプラス成長に転じている。2014 年の名目 GDP は 1 兆 6878 億ポンド<sup>1</sup>を記録し、GDP 成長率は約 3%に達した。次に、表 2.2 は、2011 年から 2014 年におけるイギリスの国際収支の推移をまとめたものである。イギリスは慢性的な経常収支赤字国となっているが、貿易収支の黒字の殆どがサービス収支によって構成されている。2014 年の貿易収支は、2011 年と比較すると約 3 億ポンド以上赤字額が増加しているが、一方のサービス貿易収支は一貫して黒字成長を続けており、2014 年のサービス収支黒字額は 8 億 9000 万ポントに達し、貿易・サービス収支の赤字を補ってきたといえる。

#### 表 2.1 「イギリスの名目 GDP と GDP 成長率の推移(2006 年から 2014 年)」



出所: World Bank (2016) より筆者作成。

表 2.2 「イギリスの国際収支(2011年から2014年)」

(百万ポンド) 項目/年 2011 2012 2013 2014 -93,542 -106,498 -115,231 -123,67 貿易収支 67,332 72,615 80,998 89,140 サービス収支 貿易・サービス収支 -26,210 -33,883 -34,233 -34,532 20,483 1,098 -16,833 -33,108 一次所得収支 -26,842 -25,249 第二次所得収支 -21,673 -21,913 -92,889 経常収支 <del>-27,4</del>00 -77,908 -54,698 資本移転等収支 -380 -167 -472 -762 金融収支 -18,239 -44,821 -69,139 -89,408 誤差脱漏 9,541 10,044 9,241 4,243

<sup>12016</sup>年2月1日における為替レートは、1ポンド=173.05円である。

出所: Office for National Statistics (2015b)。

表 2.3 は、財・サービス貿易における主要産業を表している。外務省によると、イギリスの主要な貿易品目は、原油・石油製品、自動車、医薬品、発電機とされているが<sup>2</sup>、殆どの品目で輸入金額が輸出金額を上回っていることが表 2.3 から見て取れる。一方で、サービス貿易に関しては、多くの品目が黒字傾向にある。特に、「その他営利業務」や「金融サービス」が輸出額の約半数を占めており、これらがイギリスにとって主要な産業であることが分かる。

表 2.3 「2014年における財貿易総額」

財貿易		
品目/金額(百万ポンド)	輸出	輸入
化学製品	47,975	52,681
中間財(機械部品、付属品)	45,939	60,799
資本財	37,871	55,443
石油及び石油製品	32,688	21,291
その他半製品	26,015	39,709
乗用自動車	25,918	28,402
その他消費財	25,672	54,015
食料品、飲料及びたばこ	19,064	38,490
船舶及び航空機	12,061	12,123
他に分類できない財	9,111	7,314
素材	6,996	11,760
石炭、ガス及び電気	3,184	21,755
貴金属	2,938	4,091
合計	295,432	419,104
I FI	293,432	419,104
H	293,432	419,104
サービス貿易		419,104
<b>サービス貿易</b> 品目/金額(百万ポンド)	輸出	輸入
サービス貿易 品目/金額(百万ポンド) その他営利業務	輸出 57,135	輸入 35,508
<b>サービス貿易</b> 品目/金額(百万ポンド)	輸出	輸入
サービス貿易 品目/金額(百万ポンド) その他営利業務	輸出 57,135	輸入 35,508
サービス貿易       品目/金額(百万ポンド)       その他営利業務       金融サービス       旅行       輸送	輸出 57,135 49,223	輸入 35,508 10,004
サービス貿易       品目/金額(百万ポンド)       その他営利業務       金融サービス       旅行       輸送       保険・年金サービス	輸出 57,135 49,223 28,341 26,706 20,110	輸入 35,508 10,004 38,428 19,369 1,374
サービス貿易       品目/金額(百万ポンド)       その他営利業務       金融サービス       旅行       輸送	輸出 57,135 49,223 28,341 26,706 20,110 16,332	輸入 35,508 10,004 38,428 19,369 1,374 9,413
サービス貿易 品目/金額(百万ポンド) その他営利業務 金融サービス 旅行 輸送 保険・年金サービス 情報技術 知的財産権等使用料	輸出 57,135 49,223 28,341 26,706 20,110 16,332 10,941	輸入 35,508 10,004 38,428 19,369 1,374 9,413 5,924
サービス貿易 品目/金額(百万ポンド) その他営利業務 金融サービス 旅行 輸送 保険・年金サービス 情報技術 知的財産権等使用料 公的その他サービス	輸出 57,135 49,223 28,341 26,706 20,110 16,332 10,941 2,471	輸入 35,508 10,004 38,428 19,369 1,374 9,413 5,924 4,203
サービス貿易 品目/金額(百万ポンド) その他営利業務 金融サービス 旅行 輸送 保険・年金サービス 情報技術 知的財産権等使用料 公的その他サービス 維持修理サービス	輸出 57,135 49,223 28,341 26,706 20,110 16,332 10,941 2,471 2,444	輸入 35,508 10,004 38,428 19,369 1,374 9,413 5,924 4,203 359
サービス貿易 品目/金額(百万ポンド) その他営利業務 金融サービス 旅行 輸送 保険・年金サービス 情報技術 知的財産権等使用料 公的その他サービス 維持修理サービス 個人・文化・娯楽サービス	輸出 57,135 49,223 28,341 26,706 20,110 16,332 10,941 2,471	輸入 35,508 10,004 38,428 19,369 1,374 9,413 5,924 4,203
サービス貿易 品目/金額 (百万ポンド) その他営利業務 金融サービス 旅行 輸送 保険・年金サービス 情報技術 知的財産権等使用料 公的その他サービス 維持修理サービス 個人・文化・娯楽サービス 建設	輸出 57,135 49,223 28,341 26,706 20,110 16,332 10,941 2,471 2,444 2,126 1,965	輸入 35,508 10,004 38,428 19,369 1,374 9,413 5,924 4,203 359 3,143 2,185
サービス貿易 品目/金額(百万ポンド) その他営利業務 金融サービス 旅行 輸送 保険・年金サービス 情報技術 知的財産権等使用料 公的その他サービス 維持修理サービス 個人・文化・娯楽サービス	輸出 57,135 49,223 28,341 26,706 20,110 16,332 10,941 2,471 2,444 2,126	輸入 35,508 10,004 38,428 19,369 1,374 9,413 5,924 4,203 359 3,143

出所: Office for National Statistics (2015b) 。

次に、海外からの FDI の動きについて整理する。表 2.3 は、2013 年と 2014 年における FDI の流入額を順位立てたものである。UNCTAD の報告によると、海外からイギリスへの FDI 流入額は、2013 年には 480 億ドル³に達し、翌年には 720 億ドルにまで増加している。世界各国と比較すると、FDI の投資先国として 4 位に浮上しており、ヨーロッパでは最大の投資先国

\_

<sup>2</sup>外務省 (2015)。

<sup>32016</sup>年2月1日における為替レートは、1米ドル=120.84円である。

となっていることが分かる。2011年から2014年までのFDIの流入額を産業ごとに分析したものが表2.4であり、金融サービス業が一貫して高い投資額を誇っていることが分かる。また、イギリス政府が外資系企業による投資を奨励している「専門的、科学的及び技術的活動」も、2012年には約148億ポンドもの投資を受け入れている。一方で、「石油製品、化学薬品、ゴム及びプラスチック製品製造」や「情報及び通信サービス」では投資の引き揚げが目立っている。

以上の情報から、イギリスは恒常的な貿易赤字を抱える経常赤字国であるが、サービス収支の黒字や対イギリス投資がこれを補完していることがわかる。特に金融業は、イギリス経済にとって非常に重要な産業である。

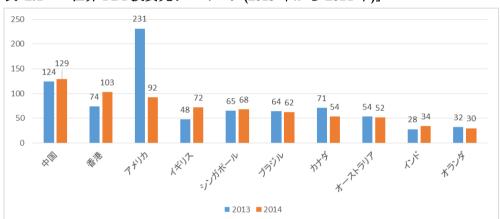


表 2.4 「世界 FDI 投資先ランキング(2013 年から 2014 年)」

出所: UNCTAD (2015)より筆者作成。

### 表 2.5 「2014年における産業別 FDI 流入額 (フロー)」

(百万ポンド)

産業	2011	2012	2013	2014
金融サービス業	7,113	13,937	22,494	13,960
採掘産業	5,718	-3,705	4,811	10,586
食品、飲料及びタバコ製造	1,314	1,424	996	6,154
その他の製造業	-5,308	-3,100	248	2,484
輸送機器製造	929	-338	749	1,983
運輸業及び倉庫業	1,389	2,113	68	900
管理及び支援サービス活動	1,483	758	-761	743
専門的、科学的及び技術的活動	3,893	14,787	5,427	581
卑金属及び組立金属製品製造	1,151	2,679	70	452
繊維、木材製品	-445	-1,215	458	292
その他のサービス業	1,344	1,407	-647	81
建設業	12	1,008	-135	67
農業、林業及び漁業	-9	72	37	-65
コンピュータ、電気・電子機器 及び光学機器製造	56	971	1,668	-112
石油製品、化学薬品、ゴム及び プラスチック製品製造	-666	-259	-702	-315
情報及び通信サービス	-2,489	-3,559	-1,692	-1,600
電気、ガス、上下水道及び廃棄 物管理	7,208	9,425	1,101	-3,161
卸売業及び小売業	5,352	6,712	-3,023	-7,114
合計	28,883	44,596	33,016	27,801

出所: Office for National Statistics (2015a)。

#### 2.2. EU との関連

EU とは、ヨーロッパにある 28 の加盟国から構成される国家連合体であり、1993 年にマーストリヒト条約が発効された際に、ヨーロッパ共同体 (EC) から EU へと名称を変更している。マーストリヒト条約第 B 条では、EU 発足の目的を以下のように設定している4。

- (1)域内の国境なき領域の創設、経済通貨連合の創設による、均整が取れ持続可能な経済・ 社会の成長
- (2)共通の外交・安全保障政策の導入
- (3)連合の市民権導入による、加盟国国民の権利及び利益の保護
- (4)司法・国務協力

マーストリヒト条約により、関税同盟と共通農業政策を中心とする一部の政策分野に限られていた EC は、統一通貨や外交、司法協力などを含む、より包括的なヨーロッパの統合を目的とした EU として生まれ変わった。イギリスは、この経済統合により様々な恩恵を受けてきたが、一方で分担金などをはじめとした負担が同時にあるのが現状である。本項では、イギリスが EU を脱退した場合、イギリスにとってどのような状況になるのかということを整理する。尚、今回はイギリスが EU から完全に脱退し、EFTA など欧州の他経済統合グループに所属することなく、EU 諸国と FTA などの経済協定も締結していない状態を想定する。

#### 2.2.1. 人的資源

EUの機能に関する条約では、加盟国の労働者が EU内で自由に就労する権利が保障されており、就労に際して労働許可等を取得する必要がない。更に「開業の自由」も保証されており、各国は EU 国民の法人の設立や、事務所・支店・子会社の設立が認めなければならない。

イギリスが EU を脱退した場合は、就労目的で渡英する EU 市民をイギリス独自に制限することが可能になるため、イギリス国民が懸念しているイギリス国民の雇用機会損失や移民に対する社会福祉などの問題を解消することに繋がると考えられる。しかしながら、イギリス経済にとって移民による労働力は非常に重要であり、むしろ EU 脱退後は労働力不足に悩まされる可能性も大きい。また、イギリスから EU 加盟国へ就労する場合は、EU 各国の移民政策が適応されるため、イギリス国民にとっても海外で就労する際の制限が増大すると考えられる。

#### 2.2.2. 貿易・サービス産業

EU は世界最大の単一市場として、加盟国同士での自由貿易を促進してきている。特に物の移動については、EU 加盟国の間では関税が免除されている。またサービス分野についても、非関税障壁の大幅な削減が行われている。例えば、イギリスの主要産業である金融サービス業では、1995年に「金融サービス行動計画(Financial Services Action Plan; FSAP)」が示され、加盟国の金融機関が EU 内で自由に営業を行うことができる「単一金融パスポート」制度や、

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>右近(1993)、 pp.52-80。

<sup>5</sup>EUでは更に、加盟国同士での出入国検査を廃止する「シェンゲン協定(The Schengen Agreement)」が調印されているが、イギリスはこの協定に参加していない。

銀行・証券・保険の各分野でのルールや市場規制を統一化が進められた。各国の金融機関は国境を越えて、より幅広い分野の業務を行うことが可能になった。

加盟国の貿易政策の関する権限は EU に譲渡されるため、海外との貿易政策は EU 全体として行われ(共通通商政策、Common commercial policy; CCP)、EU 非加盟国との貿易は EU レベルで管理されている。EU には、海外諸国との関税・通商条約の締結や、関税率の変更・自由化措置の統一・輸出政策・保護貿易措置の決定など広い範囲での権限が与えられている。また、EU 加盟国は対外共通関税を設けており、非加盟国からの輸入品に対しては、EU 共通の関税率が適用される。

イギリスが EU から脱退した場合、EU という単一市場へのアクセシビリティを失うこととなり、EU への輸出には対外共通関税が課せられることになる。例えば、イギリスの主要な輸出品目の1つである乗用自動車には10%関税が掛けられることになる6。また、サービス分野についても、EU 国内での営業がより困難になると考えられる。海外との貿易・通商協定に関する権限は、イギリスが保持することになる。

#### 2.2.3. 資本の移動

EUの機能に関する条約第63条から第66条では、加盟国間における資本の移動の自由が保障されている。資本の移動には、直接投資や不動産投資及び売買、証券投資、国境を越えた貨幣の持ち出し、送金などが含まれている。更に、物や人の移動とは異なり、加盟国と第三国との資本の移動についても、制限が禁止されている。

ただし、第三国との資本移動の自由化に関しては、様々な例外が設けられており、主に EU の機能に関する条約の第 64 条から第 66 条までに規定が明記されている。64、65 条では、加盟国による第三国への制限を認めているが、制限措置は EU レベルでのみ可能としている。65 条では、納税義務を納税者の住所や資本所在地によって区別することや、公の秩序・安全の確保を理由に資本移動に制限を課すことを認めている。66 条は EU が第三国への資本移動を制限する権限を認めているが、あくまで制限の適用期間は最長でも6ヵ月としている。

#### 2.2.4. 欧州会社法

欧州会社法とは、欧州会社(Societas Europaea; SE)を設立することで、EUでの自供展開を可能にする法律であり、2004 年 10 月から発効した。EUにおける設立・登記・決算報告などの会社業務について、各加盟国の会社法に従う必要は無く、域内共通の会社法に基づいて手続きを行うことができる。また、いったん欧州会社として登記すれば、本社を他の加盟国に移転する場合でも、それぞれの国で清算と新規設立手続きを行わないで済むため、会社運営事業の手続きコストを大幅に削減することができる。ただし、税制に関する規定は定められていないため、各企業はそれぞれの国において納税措置を取る必要がある。

The European Trade Union Institute による調査によると、2016年1月までにSEとして登

\_

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> European Commission (2014) 。

録を行った企業は 2480 社である<sup>7</sup>。このうち約 7 割がチェコ共和国の企業による申請となっているが、これらの企業の大半が、EU 市場への進出を目指す第三国の企業へ販売する目的で設立された無人企業である。SE を設立したイギリスの企業は 51 社に留まっており、SE の利用は進んでいないのが現状である。

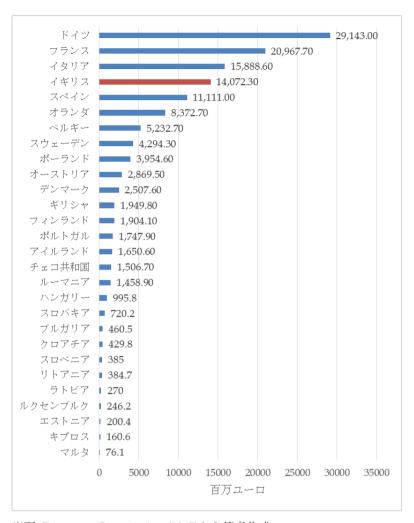
以上を考えると、欧州会社法が利用できなくなることが、イギリスの企業に対して大きな影響を与えるとは考えにくい。一方で、EU企業がイギリス国内へ転入することが難しくなる

#### 2.2.5. 分担金

EU の財政は主に、加盟国の GNI 比に基づく分担金、付加価値税(VAT)の一部、共通関税などによる独自収入によって賄われており、加盟国からの分担金について、イギリスには優遇策が設けられており、拠出金の 66%が免除されている。膨大な助成金がつぎ込まれている EU 農業政策の恩恵をイギリスが受けていないという理由から、1984 年に当時のサッチャー主張が拠出金の払い戻しを要求したことが、こうした免除の背景にある。それを含めても、イギリスは EU 予算に多くの支出を行っており、European Commission によると、2014 年においては GDP の 0.5%に相当する 140 億ユーロもの額を支払っている。

#### 表 2.6 「2014 年における国別 EU 予算負担額」

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> The European Trade Union Institute (2016)<sub>o</sub>



出所: European Commission (2015)から筆者作成。

拠出金の免除を受けているものの、多額の負担を強いられていながら、享受できるメリットが少ないという不満がイギリス国内には見受けられる。表 2.6 は、2013 年における EU 予算の配分額を項目ごとに示している。EU 予算のうちおよそ 48%が、高度技術の研究や成長分野の競争力強化を目的とした「持続可能な成長」に配分されているが、一方で農業政策への割り当ても約 40%を占めている。また、国ごとに見てみても、ギリシャやポルトガルをはじめとした財政危機に苦しむ国々に予算が多く配分されており、何故多額の分担金を支払ってまでそう言った国々を助けなければならないかという不満をイギリスが抱えていることも事実である。

#### 表 2.7 「2013 年の EU 予算配分」

項目	予算額(百万ユーロ)	予算全体に占める割合
持続可能な成長	71,238.20	47.98%
成長と雇用のための競争力	14,306.90	9.64%
成長と雇用のための結束	56,931.30	38.35%
自然資源の保護と管理	59,524.20	40.09%
農業市場	45,011.70	30.32%
農村開発	13,156.10	8.86%
市民権、自由、安全、司法	1,883.10	1.27%
国際活動	7,055.20	4.75%
運営	8,693.20	5.86%
その他	75	0.05%
総計	148,468.90	

出所: European Commission (2015)。

#### 2.2.6. 税制

EUにおける税制協調については、決議に全会一致原則が適用されるため、様々な税制指令案が棚上げされてきており、目立った進展は見られない。現時点でのEUにおける共通税制は、共通関税制度や付加価値税(VAT)の2点である。このうち付加価値税については、標準税率の下限が15%と定められているのみであり、各国によって税率は異なる。

前述の通り、税制面における統合に目立った進展は見られないものの、欧州委員会は加盟国間の税政策協力を促進しており、加盟国の税制度について監視を行っている。例えば、加盟国が投資誘致目的で設定した優遇税制が、欧州委員会の監督によって加盟国間の競争を激化させる有害税制と見なされ、段階的に廃止に追い込まれているケースがある8。

以上のように、EU における税制面での協調は進んでいないが、EU 加盟国は付加価値税の 導入を必要とされ、また欧州委員会による税制の監督が行われていることが分かった。イギリスが EU を脱退した場合、付加価値税を導入する必要は無くなるが、イギリスが付加価値税を 廃止する可能性は極めて低く、標準税率も短期的には変化しないと考えられる%。

#### 2.2.7. まとめ

以上の条件をまとめ、イギリスが EU を脱退した後の状況を整理する。EU 脱退後、イギリスは EU という巨大な単一市場への自由なアクセスが不可能となり、人・物・資本・サービスの移動の自由という利点を失うこととなる。イギリスにとって最大の貿易相手である EU に対しては、高い関税を課せられることとなり、他国との貿易協定の交渉は自国単独で行う必要がある。サービス業においては、国境を越えた営業を欧州で行うことが困難となり、特にイギリスの基幹産業である金融サービス業は大きな悪影響を受けることとなると考えられる。一方で、イギリスは膨大な分担金負担から解放され、イギリスが懸念している移民の問題については、EU 移民の規制を独自で行うことが可能になる。もっとも、移民という労働力がイギリス経済

<sup>8</sup> スティーブ=モリヤマ (2008)、 pp.13-14。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Pycock (2014) 。

にとっての重要な要素であることは事実であり、EU 移民の流入規制がイギリス経済にどのような影響を与えるかということは明言できない。

### 3. 分析と FDI

#### 3.1. 分析する項目

本章では、イギリス主要産業である金融サービス業とハイテク産業の FDI の動きに着目し、イギリス経済への影響について分析する。

表 3.1 は、前項において整理したイギリス経済と EU の関連を、EU 脱退後の条件として項目ごとにまとめたものである。このうち、貿易という観点からイギリスの EU 脱退の経済的影響を分析は、先行研究によって行われている。その一方で、本研究はイギリスへの資本の移動、とりわけ FDI の流れに焦点を当てる。その中でも、主要産業である金融サービス業と、イギリスが国を挙げて外資参入を推奨しているハイテク産業に着目する産業を絞る。

## 表 3.1 「EU から脱退した場合の条件(項目別)」

項目		加盟	脱退	
Ġ.	力担金	113億ユーロ以上(英GDPの0.4%)の 支払い	分担金の支払い無し	
税制		付加価値税(VAT): 課税下限 VATの一定割合(0.3%)をEU財源に 拠出	欧州委員会による税制の監督なし	
		EUの税制調和・税制指定	VATを導入する義務なし	
人	的資源	EU加盟28カ国での自由な就労を保障	イギリス独自のEU移民制限 イギリス国民が海外で働く際の制限 (ビザなど)	
貿易	対外貿易政策	共通通商政策 (CCP) 関税率の変更 関税・通商条約の締結 自由化措置の統一 輸出政策 ダンピング・補助金などに対して取 られる保護貿易措置	イギリスがEU域外国との通商協定の 締結権を持つ	
	関税		EUの対外共通関税	
		EU内での関税撤廃	自動車: 10%	
			医薬品:0%	
金融	サービス	金融サービス行動計画(FSAP) 銀行・証券・保険の各分野でのルールや市場規制を統一化	非関税障壁の増大	
		単一金融パスポート:国境越え営業	EU圏内での営業に対する制限	
資本の移動の自由		加盟国間での貨幣の持ち出し・送金、 投資に対する制限の禁止 加盟国と第三国との間の資本の移動の 自由化 第三国との資本の移動に対する制限	国境を跨ぐ資本移動への制限(コスト、税制優遇廃止など)	
欧州	一会社法	域内共通の会社法(加盟国の会社法と は別) 「欧州会社(SE)」として登記す れば、EU全域で自由な事業展開が可 能に		

出所: 右近(1993)、ARC 国別情勢研究会 (2015)、外務省 (2014, 2015)、菊池 (2015)、児島(2005)、財団法人 国際経済交流財団(2005)、日本貿易振興機構(2015)、須網(2009, 2011)、モリヤマ (2008)、田中・秋山(2010)、藤井 (1971)、正井 (2009)、Bank of England (2015)、European Commission (2014, 2015)、Pycock(2014)より 筆者作成。

#### 3.2. イギリスへの FDI

第2章で述べた通り、イギリスはヨーロッパ最大のFDI 受入国であり、2014年のFDI 流入額は720億ドルに達する。本項では、イギリスへ流入するFDI の詳細や、投資を誘引する要員などについて整理し、分析を行う。

まず、世界のどういった地域からイギリスへ投資が行われるのかということを考える。表 3.2 は、2011 年から 2014 年においてイギリスへ流入した FDI を地域別に分析したデータを示している。これによると、EU28 ヶ国からの投資が占める割合が極めて大きく、2014 年の投資額は 4958 億ポンドに上り、全体の半数近くを構成している。ただし、第2の投資国であるアメリカの 2014 年における投資額は 2529 億ポンドであり、地域別ではなく国別で考えた場合には、イギリスにとってはアメリカが最大の投資国である。

尚、EUから流入する FDIの内訳は、表 3.3 と表 3.4 の示す通りである。表 3.3 はストックの値を、表 3.4 はフローの値を表している。表 3.3 を見ると、「情報及び通信サービス」や「金融サービス業」への投資は大きい金額を示しているが、それ以上に「卸売業及び小売業」「採掘産業」への累積投資額が目立っている。「卸売業及び小売業」への 2014 年における累計投資額は 832 億ポンドにも上り、「採掘産業」は 675 億ポンドとなっている。ただし、表 3.4 を見ると、「卸売業及び小売業」の FDI フローは 2014 年にはマイナスの値を示しており、全体を通じて投資が減少傾向にあることが分かる。

表 3.2 「地域別 FDI 投資状況」(ストック)

(百万ポンド)

				<b>\</b> .
	2011	2012	2013	2014
EU28	371,932	464,790	458,244	495,798
EFTA	41,470	35,521	45,986	48,078
カナダ	18,028	14,637	19,656	22,199
アメリカ	219,181	260,518	215,899	252,975
アジア	66,426	67,698	72,532	73,628
オーストラリア・オセ アニア	12,941	32,074	3,953	12,190
その他の地域	62,682	84,853	94,010	129,467
合計	792,660	960,091	910,280	1,034,335

出所: Office for National Statistics (2015a)。

表 3.3 「EU からの FDI 内訳 (ストック)」

(百万ポンド)

1			(白力ボン
2011	2012	2013	2014
799	1,425	1,527	1,568
51,049	65,532	70,779	67,534
17,384	22,118	23,660	27,792
4,154	6,864	4,961	5,546
17.760	01 174	17.050	10.000
17,760	21,164	17,852	18,392
6,587	13,760	11,278	11,981
53	9,632	12,617	13,012
3,891	7,165	4,510	6,322
18,943	30,249	28,883	29,245
40.000	• • • • •		4 - 400
40,028		44,716	45,630
2,864	5,068	5,131	6,359
55,019	71,320	78,336	83,222
25,061	25,095	30,750	29,040
27,943	40,732	28,291	48,744
46,756	56,379	56,426	47,543
14,084	15,318	11,298	19,743
11.407	11.273	15.277	22,028
11,107	11,210	10,211	,00
4,465	7,596	10,510	10,508
371,932	464,790	458,244	495,798
	799 51,049 17,384 4,154 17,760 6,587 53 3,891 18,943 40,028 2,864 55,019 25,061 27,943 46,756 14,084 11,407 4,465	799 1,425 51,049 65,532 17,384 22,118 4,154 6,864 17,760 21,164 6,587 13,760 53 9,632 3,891 7,165 18,943 30,249 40,028 39,806 2,864 5,068 55,019 71,320 25,061 25,095 27,943 40,732 46,756 56,379 14,084 15,318 11,407 11,273 4,465 7,596	799       1,425       1,527         51,049       65,532       70,779         17,384       22,118       23,660         4,154       6,864       4,961         17,760       21,164       17,852         6,587       13,760       11,278         53       9,632       12,617         3,891       7,165       4,510         18,943       30,249       28,883         40,028       39,806       44,716         2,864       5,068       5,131         55,019       71,320       78,336         25,061       25,095       30,750         27,943       40,732       28,291         46,756       56,379       56,426         14,084       15,318       11,298         11,407       11,273       15,277         4,465       7,596       10,510

出所: Office for National Statistics (2015a)。

表 3.4 「EU からの FDI 内訳 (フロー)」

(百万ポンド)

				(白力ホン
	2011	2012	2013	2014
農業、林業及び漁 業	-19	64	35	-39
採掘産業	10,154	350	-1,847	4,824
食品、飲料及びタバコ製造	-983	-235	-456	3,385
繊維、木材製品	188	252	322	173
石油製品、化学薬品、ゴム及びプラスチック製品製造	153	-446	406	-29
卑金属及び組立金 属製品製造	514	502	52	-190
コンピュータ、電 気・電子機器及び 光学機器製造	0	687	1,439	-63
輸送機器製造	240	-313	345	-95
その他の製造業	-6,273	595	-160	1,581
電気、ガス、上下 水道及び廃棄物管 理	5,270	9,494	1,276	-3,468
建設業	-21	415	-13	-130
卸売業及び小売業	4,081	2,184	-1,718	-4,628
運輸業及び倉庫業	3,061	1,430	-200	1,744
情報及び通信サー ビス	-2,756	-3,536	-2,459	-526
金融サービス業	2,556	484	2,452	1,574
専門的、科学的及 び技術的活動	978	1,692	504	-474
管理及び支援サー ビス活動	1,001	965	-388	801
その他のサービス 業	-1,004	519	-184	353
合計	17,688	15,052	-469	5,268

出所: Office for National Statistics (2015a)。

#### 3.2.1. 金融サービス業

次に、産業ごとの FDI の内訳について整理する。

金融サービス業はイギリスの主要産業である。1980年代以降に進んだ規制緩和により、世界中の金融機関がイギリスに続々と進出した。ロンドンのシティーは、ニューヨークに並ぶ世界的な金融センターであり、国際的な金融取引が盛んに行われている。このため、多くの専門家や関係者が、EU 脱退はイギリスの国際金融センターとしての地位を脅かす可能性があると警戒感を露わにしている。JP モルガン・チェースによる調査によれば、国民投票により EU 脱退が決定されれば、多くの金融機関や保険会社がイギリスから雇用を引き揚げる可能性があると指摘している<sup>10</sup>。実際、イギリス金融部門大手の HSBC ホールディングスをはじめとした金融機関が、EU 脱退後は本社機能をイギリスから他国へ移転させることを検討している<sup>11</sup>。

表 3.5、3.6 は、2011 年から 2014 年における、金融サービス業への FDI 流入額を国別に分析したものであり、投資額が特に大きい国を取り上げて表にしている。フロー、ストック共に、アメリカが大きい割合を占めていることが分かる。2012 年以降、アメリカによる FDI フローは増加傾向にあり、2014 年には 102 億ポンドに達している。同 FDI は、世界全体の FDI フロー額の 7 割以上を占めており、2014 年においては、EU28 ヶ国の合計額と比較しても約 87 億以上の差が生じている。表 3.6 において、アメリカと EU 主要国を比較すると、オランダを除いた EU 加盟国の FDI ストック額が 2011 年から減少傾向にあるのに対し、アメリカのストック額は年々増加している。

表 3.5 「金融サービス業への FDI 流入額 (フロー)」

(百万ポンド)

				(   / / / / / / / / / / / / / / / / / /
	2011	2012	2013	2014
フランス	-205	-397	74	724
ドイツ	297	271	49	654
ルクセンブルク	695	-479	<i>-</i> 85	-575
オランダ	-730	-195	1,249	-110
スイス		6,880	9,105	2,007
アメリカ	6,334	4,999	8,512	10,280
日本	236	691	660	-194
EU28	2,556	484	2,452	1,574
世界合計	7,113	13,937	22,494	13,960

出所: Office for National Statistics (2015a)から筆者作成。

<sup>11</sup> Financial Times (2016) 。

20

<sup>10</sup> ブルームバーグ (2016)。

表 3.6 「金融サービス業への FDI 流入額 (ストック)」

(百万ポンド)

				( <u> </u>
	2011	2012	2013	2014
フランス	6,783	7,636	4,997	4,984
ドイツ	3,348	2,485	2,592	2,222
ルクセンブルク	4,749	3,299	2,791	1,838
オランダ	9,405	10,828	12,862	12,694
スイス	19,370	16,537	26,871	27,376
アメリカ	81,002	106,274	112,340	138,369
日本	10,403	10,633	8,261	10,009
EU28	46,756	56,379	56,426	47,543
世界合計	189,888	222,435	237,891	279,872

出所: Office for National Statistics (2015a)から筆者作成。

#### 3.2.2. ハイテク産業

EU 加盟国の中でも、イギリスは R&D 分野において高い競争力を誇っている。特に、医薬品やバイオテクノロジーが R&D 分野の中心を占めており、オックスフォードやケンブリッジをはじめとした、高い研究能力を持つイノベーションクラスターには様々な企業が進出している。これらの国内主要企業 1000 社のうち、43%が外資系企業で構成されており12、R&D 分野でも外資系企業が存在感を放っている。Ernst & Young による調査では、ライフサイエンスやR&D 分野への投資を行う投資家が近年増加しており13、イギリス政府も外資参入を積極的に促進しており、R&D 分野に進出する企業への優遇措置などを行っている。

表 3.7、表 3.8 は、2011 年から 2014 年における、R&D 分野への FDI 流入額を国別に分析したものであり、投資額が特に大きい国を取り上げて表にしている。R&D 分野への FDI に関しては、EU28 ヶ国が重要な位置づけにあることが分かる。ストック額を見ると、2014 年にはEU からの累計投資額は 197 億ポンドに達し、アメリカの 103 億ポンドを上回っている。EU 各国の中でも、フランスやドイツ、オランダが主な投資国となっている。

-

<sup>12</sup> 田中·秋山(2010)、 p.98。

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Ernst & Young (2015)<sub>o</sub>

表 3.7 「専門的、科学的及び技術的活動への FDI 流入額 (フロー)」

(百万ポンド)

	2011	2012	2013	2014
デンマーク	151	-60	68	-415
フランス	73	-139	-36	168
ドイツ	25	286	680	444
オランダ	-191	-234	61	-428
アメリカ	726	-349	916	650
オーストラリア	1,600		2	46
EU28	978	1,692	504	-474
世界合計	3,893	14,787	5,427	581

出所: Office for National Statistics (2015a)。

表 3.8 「専門的、科学的及び技術的活動への FDI 流入額 (ストック)」

(百万ポンド)

				(
	2011	2012	2013	2014
デンマーク	309	425	610	1,716
フランス	1,054	2,630	1,274	3,098
ドイツ	320	1,039	2,190	2,544
オランダ	7,285	6,409	3,594	5,395
アメリカ	3,773	10,471	10,014	10,277
オーストラリア	1,983		475	1,446
EU28	14,084	15,318	11,298	19,743
世界合計	22,456	75,342	41,104	52,742

出所: Office for National Statistics (2015a)。

#### 3.3. イギリスにおける FDI の投資要因

本項では、海外からイギリスへ FDI が行われる要因を考える。イギリスのコンサルティング会社 Ernst & Young によって行われている「Ernst & Young's attractiveness survey」のデータを利用する。この調査は、世界中の様々な産業における企業や投資家を対象に、投資魅力度や FDI の今後の見通しなどを分析している。

前述の通り、イギリスはヨーロッパ最大の FDI 受入国であるが、外資系企業がどういった要素に魅力を感じるのかを整理する。2013 年に行われた調査によると、イギリスへ投資する理由として、「生活の質、多様性、文化、言語」を挙げた企業が最も多く、「技術やインフラの質」、「政治や法律、環境の安定性と透明性」が 2 位、3 位と続いた。また、「人件費」「法人税

制」に魅力を感じる企業も前年度と比較すると大幅に増加している。一方で、イギリスに次ぐョーロッパにおける投資先国であるドイツへの調査では、「社会環境の安定性」「労働者のスキル」「技術やインフラの質」が投資理由の上位3位となっている。ドイツの場合と比較すると、英語圏であることから、多くの外資系企業がイギリスを欧州の営業拠点として選択し、投資を集めていると考えられる。また、イギリス政府が行う様々な投資促進政策や優遇税制が、FDIを誘引する重要な機能を果たしていると思われる。

次に、イギリスの EU 脱退が FDI の動きにどう影響するかであるが、これは地域や調査時期 によって結果が異なっている。例えば、2013 年に行われた調査では、西欧諸国の企業の 56% が、イギリスの EU 脱退が投資判断に悪影響を及ぼすと回答した。その一方で、北アメリカや アジア地域の企業のおよそ 72%が、イギリスは EU 脱退によってより魅力的な投資国になると 回答している。地域による違いがここまで出た要因については明確ではないが、EU による税 制や労働、企業活動などに関する規制が撤廃されることで、イギリスでの会社運営コストが削 減されることが期待されていると思われる。次に調査時期による違いについては、2015 年に 行われた調査の結果を参照したい。ここでは、全体の72%が、「単一市場である EU へのアク セスの良さ」をイギリスへ投資する理由として重要視していると回答し、昨年度の調査におけ る 63%から上昇した。投資理由の 1 位は 2013 年度から変わらず「生活の質、多様性、文化、 言語」であるが、EU市場へのアクセシビリティに比重を置く企業が増加傾向にあると言える。 また、2015年の調査では、イギリスが EU を脱退する可能性があるという不確実な状況が、 企業の投資判断に影響を与えるか否かについても調査を行っている。この中で、全体の 31% の企業が、EU脱退に関する住民投票が終結するまで、イギリスへの投資を凍結或いは削減す ると返答している。なお、EU 脱退の可能性が投資計画に影響を与えることはないと返答した のは全体の54%であり、投資を増大させると返答した企業は全体の9%であった。

同社の調査から、イギリスへ FDI を行う企業の多くが、英語圏であるイギリスの文化や生活の質を重視して投資を行っているということが分かった。イギリスが EU を脱退する可能性に対する反応は、地域によって異なっている。ヨーロッパとは違い、北アメリカやアジアでは EU 脱退を肯定的に捉える企業が多いことが調査によって判明した。一方で、EU という巨大な単一市場へ自由にアクセスできるという地理的、政治的条件は、世界中の企業にとって魅力的であることも分かった。EU 市場への玄関口としてイギリスを投資先に選んでいる企業を考慮すると、EU との関係はイギリスによって重要な要素であることが言える。また、「人件費」「法人税制」に魅力を感じる企業が近年増加傾向にあるということから、イギリスの政策によってはこれ以上に投資を喚起することができる可能性も期待できる。ただし、この点については、EU の規制という制約があるため、自国のみでの改善が難しい場合も考えられる。税制や労働市場などの領域において EU が改革を遂行し、より企業に優しいビジネス環境を作り上げることが、イギリスのみならず加盟国全体が競争力を高め、より多くの投資を喚起することが出来るのではないだろうか。

#### 4. 結論

本研究は、近年イギリスや世界中で大きな議論となっている Brexit の経済的影響について 分析してきた。様々な専門家によってその経済的影響は分析されてきたが、その多くが EU 脱 退後の貿易額の変化に着目しており、イギリスの主要産業であるサービス業や資本の動きという観点から分析を行った研究は少なかった。本研究ではまず、イギリスの国際収支や FDI の 動きに関する統計などのデータを整理し、イギリス経済の概要や EU 脱退後の状況について理解した。その上で、イギリスの EU 脱退による経済的影響を金融サービス業やハイテク産業への FDI という観点から考察し、分析を行った。

上記で行った分析からの発見を整理する。第1に、Brexit の影響が小さいとみられる点を、FDI の観点から挙げていく。まず、金融サービス業への FDI である。金融サービス業への投資はアメリカが大きな割合を占めており、EU 各国からイギリスへの資本の流れが減少したとしても、FDI 流入額に大きく影響しないのではないかと思われる。次に、イギリスへ FDI を行う企業のほとんどが、投資理由として「生活の質、多様性、文化、言語」を挙げている点である。この点でイギリスは他のヨーロッパ諸国に対して優位に立っており、Brexit 後の FDI を促進する投資要因となり得ると考えられる

第2に、Brexitの影響が大きいとみられる点を挙げていく。まず、EUからの投資である。EUはイギリスにとって最大の貿易相手であるだけでなく、最大の投資国でもある。Brexitによって資本の移動に関する障壁が高まり、EUからの投資が滞ることになると、イギリス経済全体に影響が出ると考えられる。特に、EUからの投資が大きい産業には深刻な影響が生じるだろう。第3章では、ハイテク産業へのFDIはEU加盟国による投資が大きな割合を占めていることが分かった。外資系企業の存在感が大きいイギリスのハイテク産業にとって、FDIの現状は大きな打撃となり、国際的な競争力が低下する恐れが考えられる。次に、EU市場へのアクセスを重視している企業からの投資である。Brexitにより、イギリスは物・人・資本・サービスの移動の自由を失うこととなり、イギリスに拠点を置く外資系企業にとっては、関税や非関税障壁の増大など、EUという巨大な市場へのアクセシビリティを享受できなくなる。その場合、ドイツやフランスなど、イギリス以外のEU加盟国に拠点を移す企業が増え、対イギリス投資が減少する。第3章から、単一市場であるEUへのアクセスの良さを重視してイギリスへの投資を行う企業の数が増加傾向にあるため、この点はBrexitの影響が大きいと考えられる

第3に、Brexitによるイギリス経済へのメリットとデメリットを考察する。イギリス国民が懸念している EU 財政への支出に関しては、イギリスが EU から脱退することにより、140億ユーロもの分担金の節約が可能となる。また、Ernst & Young による調査から、北アメリカやアジア地域の投資家の多くが、Brexitによってイギリスはより魅力的な投資国になると回答しており、EU による税制や労働、企業活動などに関する規制が撤廃されることが FDI の投資要因であると考えられる。以上のようなメリットを享受できる一方で、以下のようなコストが考えられる。まず、EU との財・サービス貿易額の減少による経済厚生の損失である。先行研究は、Brexit 後の関税上昇や非関税障壁の増大により、EU 市場へのアクセシビリティを維持し

ている楽観的シナリオであっても、イギリスの経済厚生の損失は GDP の約 1.13%に達すると指摘している。この負担は、GDP の 0.5%に相当する分担金の削減による財政節減を上回っている。また、FDI に関しては、2015 年の調査によると、EU 市場へのアクセシビリティを重要視する投資家が世界的に増加していることから、Brexit が EU だけでなく、EU 市場への進出を狙う外資系企業からの投資を減少させる要因になり得る。

以上の情報を整理すると、サービス産業の黒字と対イギリス投資が鍵となっているイギリス経済にとって、EU 脱退は大きな痛手になるということが言えるだろう。加盟国として、イギリスは多額の拠出金や規制という負担を強いられているが、貿易額の減少やサービス業の停滞、海外投資の減少による経済コストを考慮すると、イギリス経済にとっては EU に残留するという選択が好ましく、EU の枠組みの中で加盟国との交渉を進めることが求められる。

#### 参考文献

ARC 国別情勢研究会 (2015)『ARC レポート 経済・貿易・産業報告書 2015/2016 年版 英国 United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland』ARC 国別情勢研究会

右近健男(1993) 「マーストリヒト条約及びローマ条約仮訳 (1)」 大阪府立大學經濟研究、 Vol.38、 No.3、 pp.52-80 http://ci.nii.ac.jp/naid/110001190177/ (最終閲覧日 2015 年11月22日)

外務省 (2014)『欧州会社法の概要』http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/se\_statute.html (最終閲覧日 2016年1月6日)

外務省 (2015) 『英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)(United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland ) 基 礎 デ ー タ 』 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html (最終閲覧日 2015 年 11 月 22 日)

菊池光造 (2015) 「キャメロン勝利のイギリスと苦悩する EU (特集 転換するグローバル社会の動向)」Int'lecowk: 国際経済労働研究、 Vol.70、 No.7、 pp. 15-20

児島秀和(2005) 「第3章 我が国の少子高齢化・人口減少と東アジアの新たな経済的繁栄を目 指 5 L た 終 済 統 合 1 通 商 白 書 2 0 0 http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2005/2005honbun/html/H3412000.html (最終閱 覧日 2015年11月8日)

財団法人国際経済交流財団(2005) 『「外国人労働者問題に係る各国の政策・実態調査研究事業」報告書』 http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g50924a01j.pdf (最終閲覧日 2015年11月29日)

須網隆夫(2009) 「EU 共通通商政策と WTO」 福田耕治(編)『E U・欧州統合研究 リスボン 条約以後の欧州ガバナンス』成文堂.

須網隆夫(2011) 「投資自由化協定と直接税制—EU 司法裁判所・Cadbury 事件先決裁定をめ ぐ っ て ー 」 RIETI Discussion Paper Series 11-J-068 http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/11j068.pdf (最終閲覧日 2015年11月29日) スティーブ=モリヤマ (2008) 『拡大欧州の投資・税制ガイド』中央経済社

田中信, 秋山士郎(2010) 『欧州経済の基礎知識』ジェトロ(日本貿易振興機構)

日本貿易振興機構 (2015) 『関税制度 | EU - 欧州』 https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/trade\_03.html#block6 (最終閲覧日 2015年11月15日)

藤井良広 (1971) 『EU の知識』 日本経済新聞出版社

ブルームバーグ (2016) 『英国がEU脱退なら金融機関は雇用引き揚げも-JPモルガン』 http://www.bloomberg.co.jp/news/123-O0J6S26VDKHU01.html (最終閲覧日 2016 年 1 月 17 日)

正井章筰 (2009) 「EU における資本移動の自由とその制限—その法的枠組み—」 福田耕治(編) 『EU とグローバル・ガバナンス』早稲田大学出版部

吉田健一郎 (2013) 「欧州債務危機と英国: 英国の立ち位置と Brexit の行方 (特集 ユーロの

- 行方)」 地銀協月報、 No.632、 No.13-21
- Bank of England (2015) "EU Membership and the Bank of England", Available at: http://www.bankofengland.co.uk/publications/Documents/speeches/2015/euboe211015.pdf (最終閲覧日 2015年11月4日)
- Booth, S., Howarth, S., Persson, M., Ruparel, R., and Swidlicki, P (2015) "What if...? The consequences, challenges and opportunities facing Britain outside the EU", Open Europe, Available
- http://openeurope.org.uk/intelligence/britain-and-the-eu/what-if-there-were-a-brexit/ (最終閲覧日 2015 年 11 月 21 日)
- Buckle, R., Hewish, T., Hulsman, J., Mansfield, I., and Oulds, R (2015) *Brexit: Directions for Britain Outside the EU*, Institute of Economic Affairs.
- Ernst & Young (2013) "Ernst & Young's attractiveness survey UK 2013: No room for complacency", Available at:
- http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/Ernst-and-Youngs-attractiveness-survey-U K-2013-No-room-for-complacency/\$FILE/EY\_UK\_Attractiveness\_2013.pdf (最終閲覧日 2015年12月12日)
- Ernst & Young (2015) "Ernst & Young's attractiveness survey UK 2015: Another great year but time for reflect on how the uk can stay ahead of the pack", Available at: http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/The\_UK\_Attractivness\_Survey\_2015\_-\_full \_report/\$FILE/1595088\_UKAS\_report\_2015\_FINALWEB.pdf (最終閱覽日 2015 年 12 月 9 日)
- European Commission (2014) "Taxation and Customs Union", Available at: http://ec.europa.eu/taxation\_customs/index\_en.htm (最終閲覧日 2015年11月21日)
- European Commission (2015) "EU expenditure and revenue 2014-2020", Available at: http://ec.europa.eu/budget/figures/interactive/index\_en.cfm (最終閲覧日 2015年11月21日)
- Financial Times (2016) "Bankers sound alarm bells over Brexit consequences", Available at: http://www.ft.com/intl/cms/s/0/d0af25ac-b49e-11e5-b147-e5e5bba42e51.html#axzz3xYX aEEN4 (最終閲覧日 2016 年 1 月 17 日)
- GOV.UK (2015) "Prime Minister's speech on Europe", Available at: https://www.gov.uk/government/speeches/prime-ministers-speech-on-europe (最終閲覧日 2016年1月19日)
- HM Government (2014) "Review of the Balance of Competences between the United Kingdom and the European Union, February 2014", Available at: https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\_data/file/27932 2/bis\_14\_591\_balance\_of\_competences\_review\_Trade\_and\_investment\_government\_respon se\_to\_the\_call\_for\_evidence.pdf (最終閱覧日 2015 年 11 月 2 日)

- House of Commons (2013) "Leaving the EU", Research Paper 13/42, Available at: http://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/RP13-42 (最終閲覧日 2015年11月1日)
- Office for National Statistics (2015a) "Foreign Direct Investment Involving UK Companies", 2014, Available at:
- http://www.ons.gov.uk/ons/rel/fdi/foreign-direct-investment/2014/stb-fdi-2014.html (最終閲覧日 2015 年 12 月 22 日)
- Office for National Statistics (2015b) "United Kingdom Balance of Payments", The Pink Book 2015, Available at:
- http://www.ons.gov.uk/ons/rel/bop/united-kingdom-balance-of-payments/2015/index. html (最終閲覧日 2015 年 12 月 22 日)
- Ottaviano, G, J Pessoa, T Sampson and J Van Reenen (2014a) "The Costs and Benefits of Leaving the EU", CEP mimeo, Available at: http://cep.lse.ac.uk/pubs/download/pa016\_tech.pdf (最終閲覧日 2015年10月16日)
- Ottaviano, G, J Pessoa, T Sampson and J Van Reenen (2014b) "Brexit or Fixit? The trade and welfare effects of leaving the European Union", CEP Policy Analysis 16, Available at: http://cep.lse.ac.uk/pubs/download/pa016.pdf (最終閲覧日 2015年10月16日)
- Pycock, D (2014) "The plan to leave the European Union by 2020", The Institute of Economic Affairs, Available at: http://www.iea.org.uk/sites/default/files/publications/files/Pycock%20BREXIT%20entry
- The European Trade Union Institute. (2016) "European company (SE) database", Available at: http://ecdb.worker-participation.eu/index.php (最終閲覧日 2016 年 1 月 6 日)

\_web\_0.pdf (最終閲覧日 2015年11月22日)

- UK Trade & Investment. (2015)"UKTI Inward Investment Report 2014 to 2015", Corporate report, Available at: https://www.gov.uk/government/publications/ukti-inward-investment-report-2014-to-20 15/ukti-inward-investment-report-2014-to-2015-online-viewing (最終閲覧日 2015年11月8日)
- UNCTAD (2015) "World investment report 2015: Reforming international investment governance", Available at: http://unctad.org/en/PublicationsLibrary/wir2015\_en.pdf (最 終閲覧日 12 月 22 日)
- World Bank (2016) "United Kingdom", Available at: http://data.worldbank.org/country/united-kingdom (最終閲覧日 2016年1月19日)